

大阪市水道局告示第35号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月29日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地	指定年月日
永和 信用金庫	Uねっと アブリ支 店	大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目7 番20号	令和7年 6月2日

(水道局総務部経理課)